

## 2020年第2回県議会定例会反対討論（2020年6月19日）

たいら行雄

私は、日本共産党県議団として、提案されました常任委員会付託分の9件のと、人事同意議案3件、および追加補正予算2件、計14件の議案について、13件に賛成し、反対する1件について、その理由を述べ、討論いたします。

反対する議案は、**議案第77号「鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」**です。

この議案は、県立大島病院における非紹介患者初診加算料、いわゆる紹介状なしで受診した患者から直接徴収する初診加算料について、現行の1,570円を「医科は3.2倍の5,000円」、「歯科は1.9倍の3,000円」に大幅に引き上げるというものです。また、これまでは全く徴収されていなかった「再診加算料」についても、医科2,500円、歯科1,500円を新たに設定するものです。私は、この議案について、主に次の三つの点について看過できない問題があると考えます。

**一つ目は**、奄美地域の基幹病院である県立大島病院への受診抑制が確実に進むことです。そして、これによって、島民の方々の健康被害が拡がることが懸念されます。直近の2019年度のデータによれば、「紹介状なしでの初診患者」は、年間約4400件とのことであり、少なくともこの方々については、別の病院を受診することを余儀なくされることでしょう。

私は、これまで37年間、鹿児島市内の民間病院で働いてきましたが、病院にかかるお金がなく、体調が急変して病院に運ばれてきたときにはもう、手遅れになっていたという事例を数多くみてきました。

県としては、今回の条例改正によって、こうした患者が増えないよう、県民のいのちを最優先に守る立場から、県立病院の「無料低額診療事業」への参入を国に対して要請するなどの具体的対応を行っていただくことを求めます。

**二つ目は**、今回の条例改正のタイミングが最悪であるという点です。

現在、本県に限らず全国的に新型コロナウイルス感染症禍の渦中にあり、今後、第2波、3波の到来は必然視されています。こうした状況の下において、今回の条例改正は、地域住民に「県立大島病院には簡単にかかってはいけない」との間違った認識を抱かせることに繋がり、地域の基幹病院である県立大島病院への受診を必要以上に抑制させることとなり、新型コロナウイルス感染症も含めた健康被害が拡がることが懸念されます。

したがって、現在の状況下における条例改正は断じて避けるべきと考えます。

**三つ目は**、今回の条例改正の内容について、地域住民への周知が必ずしも徹底されていないと思われる点です。先日の環境厚生委員会での説明によれば、「病院内での掲示やチラシ配布などを行ってきた」とのことですが、現時点における県立大島病院のHPには、『紹介状』をお持ちでない初診患者さんには、『特定初診料』（1,570円）をご負担いただい

ます」とあるだけで、この『特定初診料』が、今年8月1日から5,000円に引き上がることは全く掲載されていません。さらに、新たに設定する「再診加算料」(2,500円)についても一切掲載されていません。これでは、地域住民への周知は十分とは思えず、患者とのトラブルが発生する可能性も予想されます。

奄美大島本島の地元紙2社も、6月13日付で今回の改定内容を大きく報道しており、島民の命と健康に直結する問題であるだけに、関心の高さが伺えます。

こうした中、今回の「初診加算料」改正について厚労省は、「自治体による条例改正が必要な場合は、2020年9月30日までの間は、定額負担を徴収しなくてもよい」との経過措置を設けました。

したがって今回の議案では、施行日を今年7月1日、実施日を8月1日としていますが、少なくとも実施日を9月30日まで2か月間延ばし、その間に、改めて地域住民の方々への周知を徹底していただくことを強く求めます。

以上、これらの状況を踏まえ、提案されました議案第77号について反対を表明させていただき、2020年第2回鹿児島県議会定例会におきましての、日本共産党県議団の反対討論を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。